保団連 診療報酬改定 消費税増税影響調査

医科診療所を対象とし、決算書から医療機関の控除対象外消費税のうち、医薬品等に係る消費税を除いた診療所の「実質的損税」の保険収入比を計算した。

同時に 2014 年 6 月診療分の電子レセプトを対象として、専用の解析ソフトを用い、2014 年改定前後の 点数置き換えシミュレーションを行った。

さらに両者を比較することで、診療所の「正味改定率」の公表値(表1)との乖離を検証した。

診療所の「実質的損税」の保険収入比は平均1.34%で、公表値から算出した1.18%とほぼ一致した。

「消費税増税対応分」の保険収入比は平均 0.73%で、公表値(医科)の 0.71%とほぼ一致した。

置き換えシミュレーションより求めた「改定率」から、決算書より求めた「消費税負担増」を差し引いた「正味改定率」は、「在宅訪問診療料 2」を算定しない無床診療所では+0.16%で、公表値(医科、正味改定率)の+0.11%とほぼ一致した。

しかし、同一建物の対する在宅点数「訪問診療料2」を算定する診療所では平均で-4.40%、最大で-10.0%と公表値(医科、正味改定率)と大きく乖離してマイナスとなった。

有床診療所では+1.86%と公表値より若干のプラスとなった。

院内処方の診療所で消費税が 5%→8%→10%と再増税された場合の消費税負担の推移を医療機関と国民(患者、保険者) 別に分析し、公表値から医療費全体に当てはめると、2014 年改定で、医療機関の実質的損税は 4,300 億円で変化がないものの、薬剤費等の消費税は 8,000 億円に拡大、これに診療報酬消費税対応分 2,600 億円が加わり、患者、保険者の負担は倍増した(表 2)。初再診料等の引き上げは医療機関の損税を患者、保険者に転嫁したに過ぎない。

さらに消費税が 8%から 10%に引き上げられた場合には医療機関の損税も 6,000 億円に拡大、患者、保険者の負担は $1 \times 2,600$ 億円となり、両者をあわせると $1 \times 8,000$ 億円を超える。

医療は非課税といいながら、これだけ巨額の消費税負担を医療機関、国民に負わせるのは大きな制度矛盾である。根本的解決にはゼロ税率(免税)の適応しかない。

表1:公表值

		改定率	改定金額	消費税対応分		正味分	
		%	億円	%	億円	%	億円
Ē	诊療報酬本体	0.73%	3,000	0.63%	2,600	0.10%	400
	医科	0.82%	2,600	0.71%	2,200	0.11%	400
	歯科	0.99%	300	0.87%	200	0.12%	100
	調剤	0.22%	200	0.18%	100	0.03%	100
	薬価等	-0.63%	-2,600	0.73%	3,000	-1.36%	-5,600
	全体	0.10%	400	1.36%	5,600	-1.26%	-5,200

出典: http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-12404000-Hokenkyoku-Iryouka/0000033791.pdf http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12404000-Hokenkyoku-Iryouka/0000034136.pdf

表 2 <消費税負担の推移 5%→8%→10%>

	10%	8%	5%	消費税
億円	6,000	4,300	4,300	医療機関損税
	12,600	10,600	5,000	患者等 消費税負担
	(2,600)	(2,600)		(診療報酬消費税対応分)
	(10,000)	(8,000)	(5,000)	(薬剤費等消費税)

7

●調査対象

調査期間:2014年7月1日~7月31日

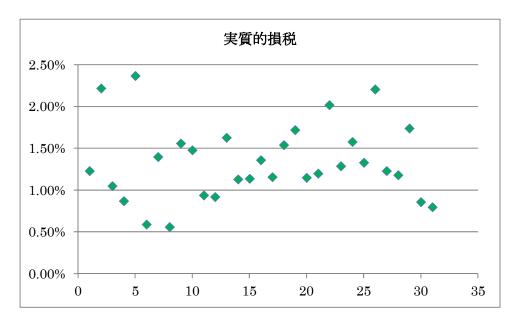
対象:診療所31施設 決算書及び2014年6月診療分電子レセプト

内科 19 施設 内科以外 12 施設

方法:解析ソフトを格納した専用の USB メモリーを用い、2014年6月診療分電子レセプトを新旧 点数で置き換えシミュレーションを行い、決算書のデータから医療機関の消費税損税および消 費税増税による影響を検証した。

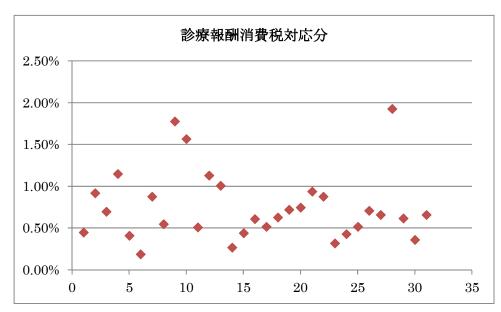
調査結果:

<医療機関の実質的損税> 公表値:1.18% (消費税対応分0.71%÷3×5より算出)



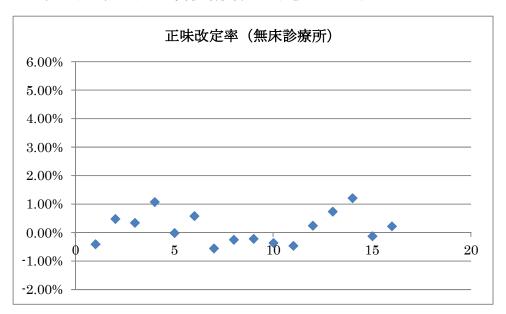
平均值:1.34% n=31

<診療報酬消費税増税対応分> 公表値:0.71%



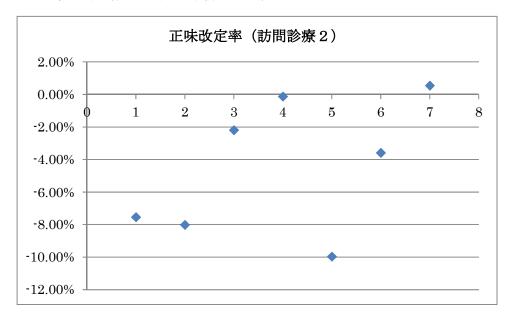
平均值: 0.73% n=31

<正味改定率 (無床診療所 在宅訪問診療料2なし)> 正味改定率=改定率-消費税増税分 公表値:+0.11%



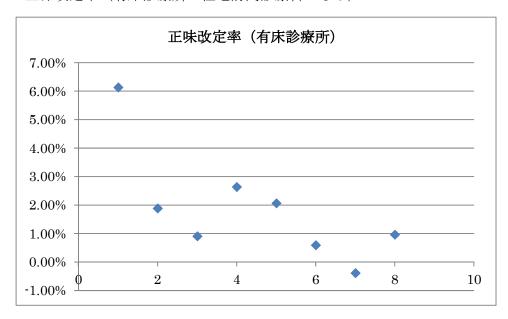
平均值: +0.16% n=16

<正味改定率(在宅訪問診療料2あり)>



平均值:-4.40% n=7

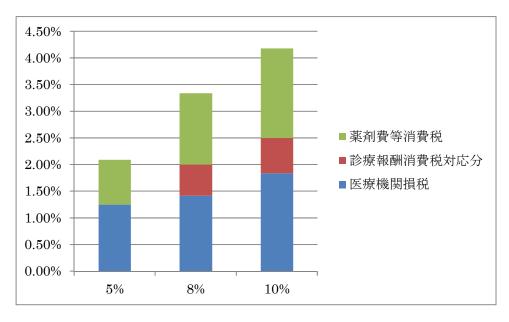
<正味改定率(有床診療所 在宅訪問診療料2なし)>



平均值: +1.86% n=8

<消費税負担の推移 5%→8%→10%>

消費税	5%	8%	10%
医療機関損税	1. 25%	1. 42%	1.84%
診療報酬消費税対応分		0.58%	0.66%
薬剤費等消費税	0.84%	1. 34%	1.68%



院内処方 n=12

院内処方 12 医療機関の損税は 1.25%、改定により 0.58%が消費税増税分として診療報酬に上乗せされ、 損税は 1.42%と拡大は僅かにとどまった。しかし、消費税が 10%に増税されると 1.84%に拡大する。 薬剤費については、消費税相当分が薬価の中に含まれるため、消費税増税に伴う医療機関の負担増はないが、患者、保険者の負担は増加する。

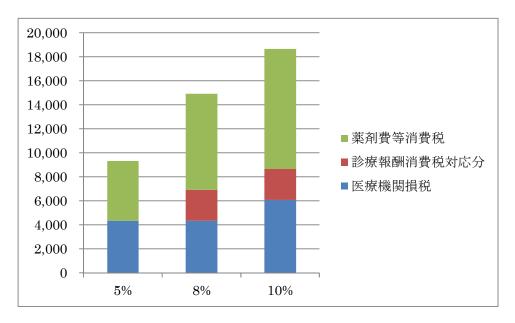
改定前の薬剤等に係る消費税は 0.84% だったが、改定により 1.34% となり、消費税が 10% に増税される と 1.68% に拡大する。

公表値をもとに医療費全体の金額に当てはめると、

表 2 < 消費税負担の推移 5%→8%→10%>

	10%	8%	5%	消費税
億	6,000	4,300	4,300	医療機関損税
	12,600	10,600	5,000	患者等 消費税負担
	(2,600)	(2,600)		(診療報酬消費税対応分)
	(10,000)	(8,000)	(5,000)	(薬剤費等消費税)

億円



2014年改定で、医療機関の実質的損税 4,300 億円で変化がないものの解消された訳ではなく、薬剤費等の消費税は 8,000 億円に拡大、これに診療報酬消費税対応分 2,600 億円が加わり、患者、保険者の負担は倍増した。初再診料等の引き上げは医療機関の損税を患者、保険者に転嫁したに過ぎない。

さらに消費税が 8%から 10%に引き上げられた場合には医療機関の損税も 6,000 億円に拡大、患者、保険者の負担は 1 兆 2,600 億円となり、両者をあわせると 1 兆 8,000 億円を超える。